

建 技 第 5 5 3 号
平成 31 年 3 月 14 日

本庁各課及び各出先機関の長 様

建設技術企画課長

情報共有システムの活用について（通知）

現在、交通基盤部では、建設生産プロセスの生産性向上の取組として、ICT活用を推進しています。

この度、この一環として、また働き方改革の推進に向け、情報共有システムの活用について下記のとおり実施資料を策定したので、適切な運用をお願いします。

記

1. 実施資料

情報共有システム活用実施要領

情報共有システムに関する特記仕様書

2. 対象工事

静岡県交通基盤部及び経済産業部の発注する土木工事、農林土木工事を対象とする。

3. 適用

平成 31 年 4 月 1 日以降に積算する対象工事に適用する。

担 当 建設 ICT 推進班 芹澤

TEL 054-221-2128

FAX 054-221-3569

平成 31 年 3 月 14 日

情報共有システム活用実施要領

(趣旨)

第 1 条 本要領は、工事施工中の受発注者間の業務効率化を図るため、情報共有システムの活用について必要な事項を定めたものである。

(定義)

第 2 条 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

(対象工事)

第 3 条 情報共有システムの利用対象は、静岡県交通基盤部及び経済産業部の発注する土木工事、農林土木工事を対象とする。

(実施手続)

第 4 条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。

(利用システム)

第 5 条 情報共有システムは、原則として、「静岡県情報共有システム機能要件書」の仕様を満たす静岡県の推奨するシステムを利用する。

(積算の取扱い)

第 6 条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(運用)

第 7 条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。

情報共有システムに関する特記仕様書

(定義)

第1条 情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

(対象工事)

第2条 当初契約額 60,000 千円以上の工事は、原則として、情報共有システムを利用するものとする。ただし、災害等の緊急を要する応急工事、電気通信設備工事、機械設備工事、小規模修繕工事等は、監督員との協議により、情報共有システムを利用しなくてもよい。

2. 当初契約額 60,000 千円未満の工事は、受注者が希望する場合に、監督員との協議により、情報共有システムを利用することができるものとする。

(利用システム)

第3条 情報共有システムは、原則として、静岡県が推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

(積算の取扱い)

第4条 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

(運用)

第5条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン」に基づき実施する。